

(案)

令和 5 年 12 月 26 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境審議会
会長 鈴木 正規

神奈川県環境基本計画等の改定について (答申)

令和 5 年 5 月 29 日に諮問を受けた神奈川県環境基本計画、神奈川県地球温暖化対策計画及び神奈川県循環型社会づくり計画の改定について、それぞれ別紙 1 から 3 までのとおり、答申します。

神奈川県環境審議会（以下「当審議会」という。）では、神奈川県知事から令和5年5月29日付けで神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）の改定について諮問されたことを受けて、改定骨子案及び改定素案について審議してまいりました。

今般、県から当審議会に対して提出された本計画の改定案について、当審議会は全体としては妥当なものと評価しますが、計画の改定に際して特に重要と考える事項等について、次のとおり意見を述べます。

1 改定の基本的な考え方について

今回、県が社会情勢や国の動向等を踏まえ本計画を改定し、令和5年2月に表明した「県内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で50%削減」という目標を位置付けるとともに、脱炭素社会の実現に向けた基本的な考え方や各種目標、施策体系等について全面改定を行うことは、「2050年脱炭素社会の実現」に向けた県の姿勢を明確に示すものとして重要です。

また、本計画の改定に当たり、県のエネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」と、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制に関する計画である「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」を本計画に統合することは、脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、取組の全体像を県民目線で分かりやすく示すことができるため、県全体での取組促進につながるものとして、妥当なものと評価します。

2 2050年の目指すべき姿や基本方針、対策の方向性、施策体系等の基本的な考え方について

(2050年の目指すべき姿や基本方針について)

2050年時点において、社会の在り方が大きく変化することが想定される中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる、エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指すことは、これまでの県の姿勢にも沿ったものであり、妥当なものと評価します。

また、新たに基本方針とされた、「多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む」ことは、脱炭素の取組を加速する上で重要であり、本計画に基づき取組が推進されることを期待します。

(対策の方向性について)

緩和策及び適応策の取組を相互補完的に推進すること、また、推進に当たっては、SDGsの観点から、経済・社会など各分野の地域課題との関連性・相乗効果を重視していくことは、妥当なものと評価します。

(温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギー設備の導入目標について)

県内の温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標「2030年度までに2013年度比で50%削減」については、国が高みとして目指していることや県内自治体の状況も勘案したものであり、県内全体の目標として妥当なものと評価します。

また、再生可能エネルギー設備の導入目標「2030年度までに270万kW以上導入」については、国の動向等を踏まえた上で、直近の導入量の2倍のペースでの導入を目指すものであり、新たな目標として妥当なものと評価します。

さらに、県庁自身の温室効果ガス排出量の削減に関する目標「2030年度までに2013年度比で70%削減」については、大規模排出事業者として率先して取り組む姿勢を示した目標として、妥当なものと評価します。

(施策体系について)

緩和策については、本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030年度の中期目標の達成に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、大柱、中柱及び小柱に分類して、整理したことについては、妥当なものと評価します。

適応策については、国の気候変動影響評価報告書に沿って本県における現在の影響と将来予測を整理した上で、特に影響が大きいと考えられる項目について幅広く7分野で県の取組を整理したことについては、妥当なものと評価します。

3 計画の推進について

指標や施策の実施状況等に基づき、適切に進行管理を行うことはもとより、今後、当審議会が計画推進に向けた意見を示した際には、積極的に施策への反映を検討することを求めます。

また、計画期間の中間年度に当たる2027(令和9)年度に、施策体系や施策の実施に関する目標などについて検証した上で、必要な見直しを行うことに加え、本計画の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みや社会情勢等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行うことを求めます。

4 その他

今回の改定に当たり、当審議会における審議と並行して、県民意見募集や県内市町村への意見照会等を実施し、寄せられた意見や提案について、できるだけ改定案に反映させるなど、県民参加、市町村参加による計画づくりに努めたことは評価します。

以上、答申に当たって、計画の改定に際して特に重要と考える事項等を述べましたが、ここに記載したことを踏まえ、県が計画の着実な推進に向けて最大限の努力をすることを強く求めます。